

## 兵庫県立大学 教職教育センター規程

### (趣旨)

**第1条** この規定は、兵庫県立大学総合教育機構規程（平成25年兵庫県立大学規定第86号）第3条の2第2項の規定に基づき、兵庫県立大学教職教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

### (業務)

**第2条** センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教職課程に係る企画・立案・運営及び全学的な調整に関すること。
- (2) 教職課程に係るカリキュラムの研究・開発・編成に関すること。
- (3) 教職課程の内部質保証に係る自己点検・評価及び改善に関すること。
- (4) 教職課程に係るFD・SDの実施に関すること。
- (5) 教育実習・介護等体験活動の企画・運営に関すること。
- (6) 教職相談・就職支援に関すること。
- (7) 教職課程に係る学外機関との調整・連携に関すること。
- (8) その他センターの業務を実施するために必要なこと。

### (組織等)

**第3条** センターは、次に掲げる職を置く。

- (1) センター長
  - (2) 副センター長
- 2 副センター長は、センター長が指名する。
- 3 副センター長は、センター長の職務を補佐して、センター長が指示する課題の処理にあたる。
- 4 副センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。
- 5 第1項に掲げる職のほか、センターに常勤又は非常勤の教職員を置くことができる。

### (センター会議)

**第4条** センターの運営に係る重要な事項について審議するため、センター会議（以下「センター会議」という。）を置く。

### (審議事項)

**第5条** センター会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 教員養成の理念及び学修目標、履修計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 教職課程のカリキュラムの編成及び関係部局等との調整に関すること。
- (3) 教職課程の内部質保証の推進に関すること。
- (4) 教職課程のFD・SDに関すること。
- (5) その他教職課程の質向上に関すること。

(組織)

第6条 センター会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 教職課程を設置する学部及び研究科から選出された教員
- (4) 事務局教育企画部長
- (5) その他センター長が必要と認めた者

(任期)

第7条 前条第3号に掲げる委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第8条 センター会議に議長を置く。

- 2 議長は、センター長をもって充てる。
- 3 議長は、会務を総理し、センター会議を代表する。
- 4 議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、副センター長がその職務を代理する。

(会議)

第9条 センター会議は、議長が招集する。

- 2 センター会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 センター会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 センター会議の委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理人を出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第10条 議長が必要と認めた場合は、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和5年3月3日制定)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。